

令和 5 年 第 2 回

三重県議会定例会会議録

(12 月 21 日)
(第 22 号)

第
22
号
12
月
21
日

令和 5 年 第 2 回

三重県議会定例会会議録

第 22 号

○令和 5 年 12 月 21 日（木曜日）

議事日程（第22号）

令和 5 年 12 月 21 日（木） 午前 10 時開議

- 第 1 議案第 31 号から議案第 82 号まで並びに議提議案第 1 号
〔委員長報告、討論、採決〕
- 第 2 請願の件
〔討論、採決〕
- 第 3 意見書案第 14 号から意見書案第 23 号まで
〔討論、採決〕
- 第 4 常任委員会の調査事項に関する報告の件
- 第 5 議提議案第 2 号及び議提議案第 3 号
〔採決〕
- 第 6 閉会中の継続調査の件

会議に付した事件

- 日程第 1 議案第 31 号から議案第 82 号まで並びに議提議案第 1 号
 - 日程第 2 請願の件
 - 日程第 3 意見書案第 14 号から意見書案第 23 号まで
 - 日程第 4 常任委員会の調査事項に関する報告の件
 - 日程第 5 議提議案第 2 号及び議提議案第 3 号
 - 日程第 6 閉会中の継続調査の件
-

会議に出欠席の議員氏名

出席議員 48名

1	番	荊原	広樹
2	番	伊藤	雅慶
3	番	世古	明
4	番	龍神	啓介
5	番	辻内	裕也
6	番	松浦	慶子
7	番	吉田	紋華
8	番	芳野	正英
9	番	川口	円
10	番	喜田	健児
11	番	中瀬	信之
12	番	平畑	武
13	番	中瀬古	初美
14	番	廣	耕太郎
15	番	石垣	智矢
16	番	山崎	博
17	番	野村	保夫
18	番	田中	祐治
19	番	倉本	崇弘
20	番	山内	道明
21	番	稲森	稔尚
22	番	下野	幸助
23	番	田中	智也
24	番	藤根	正典
25	番	小島	智子
26	番	森野	真治

27	番	杉本	熊野
28	番	藤田	宜三
29	番	野口	正
30	番	石田	成生
31	番	村林	聡
32	番	小林	正人
33	番	谷川	孝栄
34	番	東	豊
35	番	長田	隆尚
36	番	今井	智広
37	番	稲垣	昭義
38	番	日沖	正信
39	番	舟橋	裕幸
40	番	三谷	哲央
41	番	服部	富男
42	番	津田	健児
43	番	中嶋	年規
44	番	青木	謙順
45	番	中森	博文
46	番	山本	教和
47	番	西場	信行
48	番	中川	正美

職務のため出席した事務局職員の職氏名

事務局長	高野	吉雄
書記（事務局次長）	西塔	裕行
書記（議事課長）	中村	晃康
書記（企画法務課長）	小西	広晃

書 記 (議事課課長補佐兼班長)	佐 竹 宴
書 記 (議事課主査)	西 村 大 輔
書 記 (議事課主任)	辻 詩保里

会議に出席した説明員の職氏名

知 事	一 見 勝 之
副 知 事	廣 田 恵 子
副 知 事	服 部 浩
危機管理統括監	野 呂 幸 利
総 務 部 長	更 屋 英 洋
政策企画部長	後 田 和 也
地域連携・交通部長	清 水 英 彦
防災対策部長	山 本 英 樹
医療保健部長	小 倉 康 彦
子ども・福祉部長	中 村 徳 久
環境生活部長	竹 内 康 雄
農林水産部長	中 野 敦 子
雇用経済部長	小見山 幸 弘
観 光 部 長	増 田 行 信
県土整備部長	若 尾 将 徳
総務部デジタル推進局長	松 下 功 一
地域連携・交通部スポーツ推進局長	山 川 晴 久
地域連携・交通部南部地域振興局長	下 田 二 一
医療保健部理事	松 浦 元 哉
環境生活部環境共生局長	枡 屋 典 子
県土整備部理事	佐 竹 元 宏
企 業 庁 長	山 口 武 美
病院事業庁長	河 合 良 之

会計管理者兼出納局長	佐 脇 優 子
教 育 長	福 永 和 伸
公安委員会委員 警 察 本 部 長	吉 田 すみ江 難 波 正 樹
代表監査委員 監査委員事務局長	伊 藤 隆 三 宅 恒 之
人事委員会委員 人事委員会事務局長	浅 尾 光 弘 天 野 圭 子
選挙管理委員会委員長	中 西 正 洋
労働委員会事務局長	林 幸 喜

午前10時0分開議

開 議

○議長（中森博文） ただいまから本日の会議を開きます。

諸 報 告

○議長（中森博文） 日程に入るに先立ち、報告いたします。

付託議案の審査報告書並びに請願審査結果報告書が所管の常任委員長から提出されましたので、お手元に配付いたしました。

次に、意見書案第14号から意見書案第23号までが提出されましたので、お

手元に配付いたしました。

次に、議提議案第 2 号及び議提議案第 3 号が提出されましたので、さきに配付いたしました。

以上で報告を終わります。

環境生活農林水産常任委員会審査報告書

議案番号	件名
5 5	損害賠償の額の決定及び和解について
5 7	和解について
6 2	三重県地方卸売市場の指定管理者の指定について

本委員会において、上記の議案審査の結果、原案を可決すべきものと決定した。

よって、ここに報告する。

令和 5 年 12 月 14 日

三重県議会議長 中森 博文 様

環境生活農林水産常任委員長 山崎 博

防災県土整備企業常任委員会審査報告書

議案番号	件名
5 1	工事請負契約について（主要地方道伊勢磯部線（恵利原橋）橋梁耐震対策（上部工）工事）
5 2	工事請負契約の変更について（一般国道 3 6 8 号（大内拡幅）道路改良（大内橋上部工）工事）
5 3	工事請負契約の変更について（一般県道一志出家線（中川原橋）道路改良（橋梁上部工）工事）
5 4	工事請負契約の変更について（一般国道 1 6 7 号（磯部 B P）道路改良（恵利原五知トンネル（仮称））工事）

5 6	損害賠償の額の決定及び和解について
6 3	三重県流域下水道施設の指定管理者の指定について
6 4	三重県営住宅（北勢ブロック）の指定管理者の指定について
6 5	三重県営住宅及び三重県特定公共賃貸住宅（中勢伊賀ブロック）の指定管理者の指定について
6 6	三重県営住宅及び三重県特定公共賃貸住宅（南勢ブロック）の指定管理者の指定について
6 7	三重県営住宅（東紀州ブロック）の指定管理者の指定について

本委員会において、上記の議案審査の結果、原案を可決すべきものと決定した。

よって、ここに報告する。

令和5年12月13日

三重県議会議長 中森 博文 様

防災県土整備企業常任委員長 石垣 智矢

教育警察常任委員会審査報告書

議案番号	件 名
5 8	特定事業契約の変更について

本委員会において、上記の議案審査の結果、原案を可決すべきものと決定した。

よって、ここに報告する。

令和5年12月14日

三重県議会議長 中森 博文 様

教育警察常任委員長 山内 道明

総務地域連携交通常任委員会審査報告書

議案番号	件 名
4 6	三重県行政手続等における情報通信の技術の利用に関する条例の一部を改正する条例案
5 9	三重県営鈴鹿スポーツガーデン及び三重県営総合競技場の指定管理者の指定について
6 0	三重県営松阪野球場の指定管理者の指定について
6 1	三重県営ライフル射撃場の指定管理者の指定について

本委員会において、上記の議案審査の結果、原案を可決すべきものと決定した。

よって、ここに報告する。

令和 5 年12月14日

三重県議会議長 中森 博文 様

総務地域連携交通常任委員長 喜田 健児

予算決算常任委員会審査報告書

議案番号	件 名
3 1	令和 5 年度三重県一般会計補正予算（第 4 号）
3 2	令和 5 年度三重県県債管理特別会計補正予算（第 1 号）
3 3	令和 5 年度三重県国民健康保険事業特別会計補正予算（第 1 号）
3 4	令和 5 年度三重県母子及び父子並びに寡婦福祉資金貸付事業特別会計補正予算（第 1 号）
3 5	令和 5 年度三重県立子ども心身発達医療センター事業特別会計補正予算（第 1 号）
3 6	令和 5 年度三重県就農施設等資金貸付事業等特別会計補正予算（第 1 号）

37	令和5年度三重県地方卸売市場事業特別会計補正予算(第1号)
38	令和5年度三重県林業改善資金貸付事業特別会計補正予算(第1号)
39	令和5年度三重県沿岸漁業改善資金貸付事業特別会計補正予算(第1号)
40	令和5年度三重県中小企業者等支援資金貸付事業等特別会計補正予算(第1号)
41	令和5年度三重県港湾整備事業特別会計補正予算(第1号)
42	令和5年度三重県水道事業会計補正予算(第1号)
43	令和5年度三重県工業用水道事業会計補正予算(第1号)
44	令和5年度三重県病院事業会計補正予算(第1号)
45	令和5年度三重県流域下水道事業会計補正予算(第1号)
47	三重県新型コロナウイルス感染症対応中小企業者等金融支援臨時基金条例の一部を改正する条例案
48	三重県消防、火薬、高圧ガス及び電気関係手数料条例の一部を改正する条例案
49	当せん金付証票の発売について
50	土木関係建設事業に対する市町の負担について
68	令和5年度三重県一般会計補正予算(第5号)
69	令和5年度三重県国民健康保険事業特別会計補正予算(第2号)
70	令和5年度三重県母子及び父子並びに寡婦福祉資金貸付事業特別会計補正予算(第2号)
71	令和5年度三重県立子ども心身発達医療センター事業特別会計補正予算(第2号)
72	令和5年度三重県中小企業者等支援資金貸付事業等特別会計補正予算(第2号)

7 3	令和5年度三重県水道事業会計補正予算（第2号）
7 4	令和5年度三重県工業用水道事業会計補正予算（第2号）
7 5	令和5年度三重県病院事業会計補正予算（第2号）
7 6	令和5年度三重県流域下水道事業会計補正予算（第2号）
7 7	知事及び副知事の給与及び旅費に関する条例等の一部を改正する条例案
7 8	職員の給与に関する条例等の一部を改正する条例案
7 9	会計年度任用職員の報酬、費用弁償及び期末手当に関する条例の一部を改正する条例案
8 0	公立学校職員の給与に関する条例の一部を改正する条例案
8 1	公立学校の会計年度任用職員の報酬、費用弁償及び期末手当に関する条例の一部を改正する条例案
8 2	令和5年度三重県一般会計補正予算（第6号）
議提1	三重県議会議員の議員報酬、費用弁償及び期末手当に関する条例の一部を改正する条例案

本委員会において、上記の議案審査の結果、原案を可決すべきものと決定した。

よって、ここに報告する。

令和5年12月19日

三重県議会議長 中森 博文 様

予算決算常任委員長 村林 聡

請願審査結果報告書

(新 規 分)

総務地域連携交通常任委員会関係

受理番号	件名	提出者	紹介議員	審査結果
請13	「再審法改正を求める意見書」提出について	津市丸之内養正町1番1号 三重弁護士会 会長 伊藤 明紀	龍 龍 啓 介 辻 内 裕 也 吉 田 紋 華 芳 野 正 英 中 瀬 信 之 山 内 道 明 山 崎 博 田 森 道 稔 田 中 智 尚 小 島 智 也 藤 田 智 子 村 林 三 長 田 隆 聡 尚	採択

環境生活農林水産常任委員会関係

受理番号	件名	提出者	紹介議員	審査結果
請14	私学助成について	津市上浜町一丁目293番地の4 三重県私立高等学校・中学校・小学校 保護者会連合会 会長 高瀬 一英 ほか20名	龍 龍 啓 介 辻 内 裕 也 吉 田 紋 華 芳 野 正 英 中 瀬 信 之 山 内 道 明 山 崎 博 田 森 道 稔 田 中 智 尚 小 島 智 也 藤 田 智 子 村 林 三 谷 川 孝 聡 栄	採択
請15	持続可能な牡蠣養殖の実現に向けた支援を求めることについて	鳥羽市大明東町1番7号 鳥羽商工会議所 水産養殖釣船部会 部会長 中村 修一 ほか5名	世 古 明 龍 神 啓 介 辻 内 裕 也 吉 田 紋 華 芳 野 正 英 中 瀬 信 之 廣 耕 太 郎 野 村 保 夫	採択

			山 稲 小 藤 村 谷	内 森 島 田 林 川	道 稔 智 宜 孝	明 尚 子 三 聡 栄	
--	--	--	----------------------------	----------------------------	-----------------------	----------------------------	--

医療保健子ども福祉病院常任委員会関係

受理 番号	件 名	提 出 者	紹 介 議 員	審 査 結 果
請16	医療機関等の看護職員の賃上げを 可能とする財政支援について	津市観音寺町字東浦457 - 3 三重県看護連盟 会長 西川 利恵	龍 神 啓 介 辻 内 裕 也 吉 田 紋 華 山 崎 道 博 山 稲 森 明 村 林 尚 谷 川 聡 栄	採択
請17	介護保険利用料の2割負担の対象 拡大に反対することについて	津市船頭町津興1535-23 三重県社会保障推進協 議会 会長 林 友信	吉 田 紋 華 稲 森 稔 尚	採択
請18	子どもの最善の利益の実現に資す る保育制度の改善について	津市桜橋2-131 三重 県社会福祉会館4階 三重県私立保育連盟 会長 辻 健次	龍 神 啓 介 辻 内 裕 也 吉 田 紋 華 芳 野 正 英 中 瀬 信 之 山 崎 道 博 山 稲 森 明 村 島 尚 谷 田 子 小 林 三 藤 智 聡 村 宜 栄 谷 孝	採択

(審 査 中 分)

医療保健子ども福祉病院常任委員会関係

受理 番号	件 名	提 出 者	紹 介 議 員	審査 結果
請6	上げ馬神事における動物虐待の根絶を求めることについて	四日市市下之宮町330-1-1105 多度大社の上げ馬廃止を求めるOne Team 富森 美保美	吉 田 紋 華 稲 森 稔 尚	継続 審査

意見書案第14号

医療機関等の看護職員の賃金引上げを可能とする財政支援等を求める意見書案

上記提出する。

令和5年12月11日

提 出 者

医療保健子ども福祉病院常任委員長

川 口 円

医療機関等の看護職員の賃金引上げを可能とする財政支援等を求める意見書案

国において、看護職員の賃金引上げのため、令和4年10月に診療報酬の臨時改定を行い、「看護職員処遇改善評価料」を新設したことは、一定の評価をするものである。

しかし、この処遇改善の対象は、一部の医療機関に勤務する看護職員に限られている状況であり、全ての看護職員の処遇改善とはなっていない。全ての看護職員がこの処遇改善を受けるためには、「看護職員処遇改善評価料」の対象を拡大するとともに、看護職員が従事する介護保険施設その他の福祉施設（以下「福祉施設」という。）でも同様の処遇改善が受けられるよう介護報酬や障

害福祉サービス等報酬の改定が必要である。

また、本年4月に、国家公務員医療職俸給表（三）が見直されたことは、処遇改善の対象とならない医療機関も含めた看護職員の賃金にも波及することが期待される場所である。しかしながら、看護職員が従事する医療機関、訪問看護事業所及び福祉施設（以下「医療機関等」という。）は、公定価格に基づいて運営していることから、昨今の物価高騰の影響を価格に転嫁できず、看護職員の賃金引上げを行うための原資が確保できない状況にある。

よって、本県議会は、国に対し、全ての看護職員の賃金引上げが可能となるよう、更なる処遇改善を講じること及び物価高騰に苦しむ医療機関等に財政支援を行うことを強く要望する。

以上のとおり、地方自治法第99条の規定により意見書を提出する。

令和 年 月 日

三重県議会議長 中 森 博 文

(提 出 先)

衆議院議長、参議院議長、内閣総理大臣、財務大臣、厚生労働大臣

意見書案第15号

介護保険利用料の2割負担の対象者を安易に拡大しないよう求める意見書案

上記提出する。

令和5年12月11日

提 出 者

医療保健子ども福祉病院常任委員長

川 口 円

介護保険利用料の2割負担の対象者を安易に拡大しないよう求める意見書案

介護保険制度は、その創設から23年が経過し、介護が必要な高齢者の生活の支えとして、定着し、及び発展してきた。

こうした中、高齢化の進展に伴い、介護サービスの利用者は着実に増加し、介護費用の総額が年々増加していることから、国において、持続可能な介護保険制度に向けた利用者の負担の見直しが行われているところである。

しかし、今後、利用者の負担が増えれば、必要な介護サービスの利用の自粛、年金生活者の生活の悪化等が懸念されることから、介護保険利用料の2割負担の対象者の範囲は慎重に判断する必要がある。

よって、本県議会は、国に対し、高齢者が必要なサービスを受けられるよう、高齢者の生活の実態、影響等を十分に把握し、介護保険利用料の2割負担の対象者を安易に拡大しないよう強く要望する。

以上のとおり、地方自治法第99条の規定により意見書を提出する。

令和 年 月 日

三重県議会議長 中 森 博 文

(提出先)

衆議院議長、参議院議長、内閣総理大臣、財務大臣、厚生労働大臣、
全世代型社会保障改革担当大臣

意見書案第16号

私学助成の充実を求める意見書案
上記提出する。

令和5年12月12日

提 出 者

環境生活農林水産常任委員長

山 崎 博

私学助成の充実を求める意見書案

私立学校は、建学の精神に基づく個性豊かで特色ある教育を行い、教育の振興及び発展に寄与している。

しかしながら、小学校、中学校及び高等学校における公私間の教育費負担の格差は大きく、私立学校に修学する生徒等の保護者は大きな経済的負担を強いられている。

また、近年のエネルギー、食料等の物価の高騰及び少子化の影響もあり、私立学校をめぐる経営環境は、厳しい状況にある。

よって、本県議会は、国において、私立学校に修学する生徒等の保護者の経済的負担の軽減及び私立学校における経営の健全性向上を図るため、現行の私学助成に係る国庫補助制度を堅持し一層の充実を図るとともに、就学支援金制度の拡充強化を図るよう強く要望する。

以上のとおり、地方自治法第99条の規定により意見書を提出する。

令和 年 月 日

三重県議会議長 中 森 博 文

(提 出 先)

衆議院議長、参議院議長、内閣総理大臣、財務大臣、文部科学大臣

意見書案第17号

子どもの最善の利益の実現に資する保育制度の改善を求める意見書案

上記提出する。

令和5年12月13日

提出者

医療保健子ども福祉病院常任委員長

川口 円

子どもの最善の利益の実現に資する保育制度の改善を求める意見
書案

昨今、保育施設における児童に対する不適切な事案が全国的に発生している。このような事態は決してあってはならないものであるが、その背景には、社会状況の変化により、保育士に求められる業務量が増加する一方、慢性的な保育士の人材不足等による保育現場の疲弊があると言わざるを得ない。

こうした中、現在、国において1歳児及び4歳児以上の保育士の配置基準の改善に向けた見直しを進めている点は、評価するものである。しかしながら、子どもの最善の利益の実現に資するためには、今回の見直しの対象となっていない配置基準も含め、更なる配置基準の見直しを進めることが必要である。また、調理員の配置基準は、長期にわたり改善がなされていないことから、早急な改善が必要である。

また、国は、処遇改善等加算の仕組みを保育士の給与水準を改善する目的で導入し、処遇改善等加算Ⅰ、Ⅱ、Ⅲの三種類を設けているが、この処遇改善等加算では、十分な給与の引上げにはなっておらず、保育士の満足度の向上につながるものとはなっていない。

この理由の一つには、公定価格の計算上のモデル給与号俸が実態とかい離しており、適切な単価となっていないことがある。

よって、本県議会は、国に対し、保育士等の配置基準の見直しの対象を拡大し、処遇改善等加算の公定価格の適切な価格設定を行うことを強く求める。

以上のとおり、地方自治法第99条の規定により意見書を提出する。

令和 年 月 日

三重県議会議長 中 森 博 文

(提 出 先)

衆議院議長、参議院議長、内閣総理大臣、財務大臣、
内閣府特命担当大臣（こども政策）

意見書案第18号

刑事訴訟法の再審規定の改正を求める意見書案
上記提出する。

令和5年12月14日

提 出 者

総務地域連携交通常任委員長

喜 田 健 児

刑事訴訟法の再審規定の改正を求める意見書案

えん罪は、国家による最大の人権侵害の一つである。えん罪被害者の人権救済は、人権国家を標ぼうする我が国にとってはもちろんであるが、地域住民の人権を守る義務を有する地方公共団体にとっても重要な課題と言える。また、本県では、名張市において、名張ぶどう酒事件が発生しており、現在、第10次再審請求が係属している。

えん罪被害者を救済するための制度である再審については、その手続を定めた刑事訴訟法の規定（第四編 再審）に再審請求手続の審理の在り方に関する規定がほとんどないことから、裁判所の広範な裁量に委ねられている。このため、再審請求手続の審理の進め方には、事件を担当する裁判官によってそれぞ

れ違いが生じている。このことから、再審請求手続の審理の適正さが制度的に担保されず、公平性も損なわれている。

その中でも、とりわけ再審請求手続における証拠開示の問題は重要である。過去の多くのえん罪事件において、警察、検察等の捜査機関の手元にある証拠が再審請求手続において明らかになることは、えん罪被害者を救済するための大きな原動力となっている。したがって、えん罪被害者を救済するためには、捜査機関の手元にある証拠を利用できるように、これを開示させる仕組みが必要である。しかし、現行法にはこのことを定めた明文の規定が存在せず、再審請求手続において証拠開示がなされる制度的保障はない。そのため、裁判官及び検察官の対応によって、証拠開示の範囲に大きな差が生じているのが実情である。このような格差を是正するためには、証拠開示を制度的に保障する規定の整備が不可欠である。

さらに、再審開始決定がなされても、検察官がこれに幾度も不服申立てを行う事例があり、えん罪被害者の速やかな救済が妨げられている。しかし、再審開始決定は裁判をやり直すことを決定することとどまり、有罪、無罪の判断は、再審公判において行うことが予定されている。そして、再審公判では、検察官にも有罪立証をする機会が与えられている。したがって、再審開始決定がなされたのであれば、速やかに公開の再審公判に移行すべきである。

よって、本県議会は、国に対し、えん罪被害者を一刻も早く救済するため、刑事訴訟法の再審規定について、これらの趣旨を踏まえた改正を速やかに行うよう強く求める。

以上のとおり、地方自治法第99条の規定により意見書を提出する。

令和 年 月 日

三重県議会議長 中 森 博 文

(提出先)

衆議院議長、参議院議長、内閣総理大臣、法務大臣、

意見書案第19号

持続可能な牡蠣養殖の実現に向けた支援を求める意見書案
上記提出する。

令和5年12月14日

提出者

環境生活農林水産常任委員長
山崎 博

持続可能な牡蠣養殖の実現に向けた支援を求める意見書案

近年、本県沿岸海域では、黒潮大蛇行、海水温の上昇、栄養塩類の減少等による漁場環境の変化が著しく、黒ノリの色落ち、多くの生物の生息場となる藻場の減少等、水産業を取り巻く状況は厳しさを増している。

特に、鳥羽・志摩地域における重要な産業である牡蠣^{かき}養殖については、複数年にわたり大量へい死被害が発生する等、生産不調が続いており、養殖事業者の経営は大変厳しい状況となっている。

このため、本県においては、水産業の持続的な発展に向けて、様々な取組を進めているところであるが、国においても、支援を講じる必要がある。

よって、本県議会は、持続可能な牡蠣養殖の実現に向けて、国に対し、下記の事項の実施を強く求める。

記

- 1 養殖牡蠣の大量へい死被害の原因究明、被害を軽減させるための対策等の研究を公設研究機関及び関連企業が進められるよう、支援制度の充実を図ること。

2 現状の漁場環境に合わせた養殖業ができるよう、最新技術又は生産性向上に向けた新たな資機材の導入等に対する支援を講じるとともに、漁家経営の安定化のためのセーフティネットの充実を図ること。

以上のとおり、地方自治法第99条の規定により意見書を提出する。

令和 年 月 日

三重県議会議長 中 森 博 文

(提 出 先)

衆議院議長、参議院議長、内閣総理大臣、農林水産大臣

意見書案第20号

パレスチナ自治区ガザ地区における早期の平和構築を求める意見
書案

上記提出する。

令和5年12月14日

提 出 者

吉 田 紋 華
芳 野 正 英
中 瀬 信 之
稲 森 稔 尚
小 島 智 子
藤 田 宜 三

パレスチナ自治区ガザ地区における早期の平和構築を求める意見
書案

ハマス等パレスチナ武装勢力とイスラエルとの戦闘が始まり、2か月が経過

した。双方の応酬により、パレスチナ自治区ガザ地区において、多くの子どもを含む一般市民が殺傷され、人命が深刻かつ危機的な状況にさらされ続けている。

このことについて、G7外相会合では、テロ攻撃等を断固として非難するとともに、即時かつ無条件での全ての人質の解放を強く求める声明を発表した。

本県議会においても、平成9年10月に決議した世界恒久平和を希求し、人々の生活を脅かす全ての行為の絶滅を求め、自らもそのために努力することを表明する「非核平和県宣言」に基づき、この度、ガザ地区における早期の平和構築を求めるとともに、いかなる理由があろうとも、一般市民への攻撃をはじめとする非人道的行為は許されないという強い意志を表明する。

そして、ガザ地区において早期の平和構築を実現するためには、我が国としても取り得る最大限の努力を尽くす必要がある。

よって、本県議会は、国に対し、ハマス等パレスチナ武装勢力及びイスラエルの双方が武力行使を中止し、ガザ地区における早期の平和構築が実現できるよう、国際社会において積極的な役割を果たすよう強く求める。

以上のとおり、地方自治法第99条の規定により意見書を提出する。

令和 年 月 日

三重県議会議長 中 森 博 文

(提 出 先)

衆議院議長、参議院議長、内閣総理大臣、外務大臣

意見書案第21号

米軍CV-22オスプレイの墜落事故に関する意見書案
上記提出する。

令和5年12月14日

提 出 者

吉 田 紋 華
芳 野 正 英
中 瀬 信 之
稲 森 稔 尚
小 島 智 子
藤 田 宜 三

米軍C V-22オスプレイの墜落事故に関する意見書案

11月29日、米軍横田基地に所属する米空軍特殊作戦機C V-22オスプレイが鹿児島県屋久島沖に墜落し、国内におけるオスプレイの事故として初めての死者を出す重大事故となった。

国内には、C V-22が米軍横田基地に6機、同機と基本構造が同じMV-22が米軍普天間飛行場に24機、陸上自衛隊にもV-22が木更津駐屯地に14機配備されている。

オスプレイについては、構造上の安全性が強く懸念されている中で、三重県を含む全国各地の上空を飛来しており、一歩間違えれば住民を巻き込む大惨事につながりかねないだけに、今回の墜落事故の不安及び恐怖は大きいものがある。また、墜落事故の原因が究明されず、有効な再発防止策が講じられていない中で、米軍がオスプレイの飛行を再開させることはあってはならない。

よって、本県議会は、米軍横田基地所属のC V-22オスプレイの重大な墜落事故に抗議するとともに、国において、下記の事項について実施するよう強く求める。

記

- 1 国民の生命及び財産を守る立場から、事故の原因が究明され、有効な再発

防止策が講じられるまで、オスプレイの飛行の再開を行わないよう、米軍に対して求めること。

- 2 我が国の主権を守る立場から、米国政府等に対し、毅然とした態度で、事故の原因の徹底した究明及び関連情報の公開を働きかけるとともに、日米地位協定の改定及び運用改善を求めること。

以上のとおり、地方自治法第99条の規定により意見書を提出する。

令和 年 月 日

三重県議会議員 中 森 博 文

(提出先)

衆議院議長、参議院議長、内閣総理大臣、外務大臣、防衛大臣

意見書案第22号

悪質なホストクラブ等の被害防止対策の強化及び徹底を求める意見書案

上記提出する。

令和5年12月14日

提出者

吉 田 紋 華
芳 野 正 英
中 瀬 信 之
山 内 道 明
稲 森 稔 尚
小 島 智 子
藤 田 宜 三

悪質なホストクラブ等の被害防止対策の強化及び徹底を求める意見書案

ホストクラブ、メンズコンセプトカフェ（以下「ホストクラブ等」という。）が客に対し支払能力を超えた多額の売掛金を負担させ、債務の返済のためとして売春させる悪質なホストクラブ等の被害が、深刻な社会問題となっている。

ホストクラブ等は、風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律（以下「風営法」という。）の許可に基づき営業している。このため、風営法に基づき悪質なホストクラブ等を取り締まる都道府県はもとより、風営法を所管する国においても、悪質なホストクラブ等による被害防止対策を強化及び徹底する責任がある。

また、悪質なホストクラブ等の背後で、暴力団及び匿名・流動型犯罪グループが不当に利益を得ている可能性があるとされている。

よって、本県議会は、国に対し、悪質なホストクラブ等の被害を防止するための対策の強化及び徹底を図るため、下記の事項について、早急に取り組まれることを強く求める。

記

- 1 風営法に基づき、管轄内のホストクラブ等に対し、営業に当たっての法令遵守状況を臨店の上で確認し、不適切な状況があれば徹底した指導及び取締りを行うよう、全国の都道府県警察本部に指示を行うこと。
- 2 1の指示をするに当たっては、客に明示する料金表の適切な表示にとどまらず、領収書その他の飲食の内容等が明示された書面の交付を行っているかについて、特に留意するよう、付記すること。
- 3 悪質なホストクラブ等が、客に対して、飲食等の代金を支払わせるために、性風俗店での労働等を紹介及びあっせんすることは職業安定法の規定に違反することから、省庁間の連携を図りつつ、取締りを強化するよう、全国の都

道府県警察本部に指示を行うこと。

- 4 ホストクラブ等において、従業員であるホスト等が客の好意の感情を利用することにより、飲食等の提供を不当に勧誘した場合には、消費者契約法の取消権の要件に該当し得ることを周知すること。
- 5 悪質なホストクラブ等の利用等により、性暴力又は性被害を受ける事例があることについての啓発活動を行うよう、教育機関に働きかけること。
- 6 悪質なホストクラブ等の被害に関する今後の必要な対策を進めるため、関係省庁が連携して適切な措置を講じること。

以上のとおり、地方自治法第99条の規定により意見書を提出する。

令和 年 月 日

三重県議会議長 中 森 博 文

(提 出 先)

衆議院議長、参議院議長、内閣総理大臣、文部科学大臣、厚生労働大臣、
国家公安委員会委員長、内閣府特命担当大臣（消費者及び食品安全）、
警察庁長官

意見書案第23号

食品ロスの削減の更なる推進を求める意見書案
上記提出する。

令和5年12月14日

提 出 者

龍 神 啓 介
辻 内 裕 也
吉 田 紋 華
芳 野 正 英
中 瀬 信 之

山 崎 博
山 内 道 明
稲 森 稔 尚
小 島 智 子
藤 田 宜 三
村 林 聡
長 田 隆 尚

食品ロスの削減の更なる推進を求める意見書案

食品ロスの削減の推進に関する法律が令和元年10月に施行され、これまで食品ロスの削減に関する普及啓発が進められてきたものの、農林水産省によると、令和3年度の推計では、日本の食品ロス量は523万トンにも及んでおり、その内訳は事業系食品ロス量が279万トン、家庭系食品ロス量が244万トンとなっている。

現在、世界で約8億人が飢餓に直面していると言われており、国連世界食糧計画（WFP）では、飢餓で苦しむ人々のために、年間480万トンの食料支援を行っているが、日本における食品ロスはその1.1倍となっているのが現状である。

また、食品ロスの削減は、気候変動対策としても非常に重要である。廃棄において直接的に生じる温室効果ガスだけでなく、食品の生産過程で投入される天然資源及びエネルギーの浪費、製造、加工、流通、卸及び小売の各段階でのエネルギー消費等によって生じる温室効果ガスの排出量の削減にもつながり、その効果は決して小さくない。

よって、本県議会は、国に対し、食品ロスの削減が誰もが取り組める脱炭素アクションになることにも鑑み、食品ロスの削減の推進に関する法律に基づき、食品ロスの削減の更なる推進のために、下記の事項について措置を講じるよう強く求める。

記

- 1 賞味期限又は消費期限が近いものから選ぶ「てまえどり」等、エシカル消費の普及啓発を一層進めるとともに、食品ロスの削減を積極的に進める事業者の顕彰及び支援の強化を図ること。また、地域及び事業者の食品ロスの計測、公表等の体制を拡充し、食品ロスの削減に係る取組の実効性を強化すること。
- 2 食品ロスを防ぐための使用量又は頻度に合わせた小分け包装、食品自体の鮮度の保持、賞味期限等の延長につながる容器、包装等の改善及び工夫の促進、外食産業における小分け提供及び持ち帰り等、「食べきり」を積極的に進めるための取組を一層強化すること。
- 3 食品ロスを防ぐため、子ども食堂、子ども宅食、フードバンク等への企業等からの在庫食品の寄付促進、フードドライブ（未利用食品の寄付運動）等の利活用により、「もったいない」と「おすそわけ」との好循環を作り、国民運動としての取組を一層強化すること。
- 4 事業系食品ロスの削減、子ども食堂等への支援を行うため、企業、商店等から提供された食品等を地域に設置された冷蔵庫等で保管し、必要とする住民、団体等に随時提供する「コミュニティフリッジ（公共冷蔵庫）」の設置、運営等への支援制度を整備すること。
- 5 食に関わる事業者及び野菜等の生産者の連携を促し、色及び形における規格外品、食材の皮、芯及び種等、出荷及び加工前に廃棄されている地域の食材を、商品開発、消費の拡大等に向けた施策に取り組む地方公共団体等の事業に活用できるよう、積極的な支援を展開すること。

以上のとおり、地方自治法第99条の規定により意見書を提出する。

令和 年 月 日

三重県議会議長 中 森 博 文

(提出先)

衆議院議長、参議院議長、内閣総理大臣、文部科学大臣、
厚生労働大臣、農林水産大臣、経済産業大臣、環境大臣、
内閣府特命担当大臣（こども政策）、
内閣府特命担当大臣（消費者及び食品安全）

提出議案件名

議提議案第2号 三重県議会委員会条例の一部を改正する条例案

議提議案第3号 三重県議会会議規則の一部を改正する規則案

議提議案第2号

三重県議会委員会条例の一部を改正する条例案

右提出する。

令和5年12月20日

提出者 議会運営委員長 石田成生

三重県議会委員会条例の一部を改正する条例

三重県議会委員会条例（昭和三十一年三重県条例第六十五号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正前欄に掲げる規定を同表の改正後欄に掲げる規定に傍線で示すように改正する。

改正後	改正前
目次 第一条～第十四条（略） <u>第十四条の二（出席の特例）</u> 第十五条～第二十九条（略）	目次 第一条～第十四条（略） 第十五条～第二十九条（略）

<p>附則 (出席の特例)</p> <p>第十四条の二 委員長は、重大な感染症のまん延を防止するため必要があると認めるとき又は大規模な災害その他の緊急事態の発生若しくは育児、介護その他のやむを得ない事由により委員会を招集する場所に参集することが困難な委員があると認めるときは、映像及び音声の送受信により相手の状態を相互に認識しながら通話を行うことができる方法によって、当該委員を委員会を招集する場所以外の場所から委員会に参加させることができる。</p> <p>2・3 (略)</p>	<p>附則 (出席の特例)</p> <p>第十四条の二 委員長は、<u>新型コロナウイルス感染症その他</u>重大な感染症のまん延を防止するため必要があると認めるとき又は大規模な災害その他の緊急事態が発生した場合において、委員会を招集する場所に参集することが困難な委員があると認めるときは、映像及び音声の送受信により相手の状態を相互に認識しながら通話を行うことができる方法によって、当該委員を委員会を招集する場所以外の場所から委員会に参加させることができる。</p> <p>2・3 (略)</p>
---	--

附 則

この条例は、公布の日から施行する。

提案理由

委員会の出席の特例について、委員が委員会を招集する場所に参集することが困難な事由として育児、介護その他のやむを得ない事由を追加する等のため、規定を整備する必要がある。これが、この議案を提出する理由である。

議提議案第3号

三重県議会会議規則の一部を改正する規則案

右提出する。

令和5年12月20日

提出者 議会運営委員長 石田成生

三重県議会会議規則の一部を改正する規則

三重県議会会議規則（昭和三十一年三重県議会規則第一号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正前欄に掲げる規定を同表の改正後欄に掲げる規定に傍線で示すように改正する。

改正後	改正前
<p>(表決の方法)</p> <p>第六十二条 (略)</p> <p>2 前項ただし書の表決において、異議がないと認めるときは、議長は、可決の旨を宣告する。ただし、議長の宣告に対して異議があるときは、議長は、<u>起立又は押しボタン式投票により表決を採らなければならない。</u></p> <p>(投票による表決)</p> <p>第六十四条 投票は、無記名又は<u>押しボタン式</u>とする。ただし、議決によって記名とすることができる。</p> <p>2 <u>無記名投票及び記名投票に係る投票用紙は、別記の様式による。</u></p> <p>3 <u>押しボタン式投票を行う場合には、問題を可とする者は議席に取り付けられた賛成ボタンを、問題を否とする者は議席に取り付けられた反対ボタンを押すことによつて投票する。</u></p> <p>(選挙規定の準用)</p> <p>第六十五条 (略)</p> <p>2 <u>押しボタン式投票による表決を行う場合には、第二十三条、第二十五条第一項及び第二十六条の規定を準用する。</u></p> <p>(会議録の配付等)</p>	<p>(表決の方法)</p> <p>第六十二条 (略)</p> <p>2 前項ただし書の表決において、異議がないと認めるときは、議長は、可決の旨を宣告する。ただし、議長の宣告に対して異議があるときは、議長は、起立により表決を採らなければならない。</p> <p>(投票による表決)</p> <p>第六十四条 投票は、無記名とする。ただし、議決によって記名とすることができる。</p> <p>2 投票用紙は、別記の様式による。</p> <p>(選挙規定の準用)</p> <p>第六十五条 (略)</p> <p>(会議録の配付)</p>

第百条 会議録は、印刷し、又は当該会議録に記載された事項を記録した電磁的記録（電子的方式、磁気的方式その他人の知覚によっては認識することができない方式で作られた記録であって、電子計算機による情報処理の用に供されるものをいう。）を作成して、議員及び関係機関に配付し、又は提供する。

第百条 会議録は、印刷し、又は当該会議録に記載された事項を記録した磁気ディスク（これに準ずる方法により一定の事項を確実に記録することができる物を含む。）を作成して、議員及び関係機関に配付する。

附 則

この規則は、公布の日から施行する。

提案理由

表決の方法として押しボタン式投票を追加するための規定を整備するとともに、会議録に係る電磁的記録の提供についての規定を整備する必要がある。これが、この議案を提出する理由である。

委 員 長 報 告

○議長（中森博文） 日程第1、議案第31号から議案第82号まで並びに議提議案第1号を一括して議題といたします。

本件に関し、所管の常任委員長から順次、委員会における審査の経過と結果について報告を求めます。山崎 博環境生活農林水産常任委員長。

〔山崎 博環境生活農林水産常任委員長登壇〕

○環境生活農林水産常任委員長（山崎 博） 御報告申し上げます。

環境生活農林水産常任委員会に審査を付託されました議案第55号損害賠償の額の決定及び和解について外2件につきましては、去る12月14日に委員会を開催し、関係当局の出席を求め、慎重に審査いたしました結果、いずれも全会一致をもって原案を可決すべきものと決定いたしました。

なお、この際、本委員会ですべて議論のありました事項について申し述べ

ます。

まず、三重県文化振興計画（仮称）についてであります。

文化庁の資料によると、本県の県民1人当たりの文化に関する事業費は、他県と比較して低い状況にあります。このような中、県では本年度、三重県文化振興条例を制定し、さらにこの条例に規定する基本的計画として位置づける三重県文化振興計画（仮称）の策定を進めています。

県当局におかれましては、これを契機にこの計画素案の基本目標である文化の力で心豊かに活力ある三重を実現するためにも、文化団体等に対して助言などを行うアーツカウンシルの設置を視野に入れて、様々な領域分野の専門家によるネットワークづくりを進めるなど、本県の文化行政にしっかりと取り組むことを要望します。

次に、三重県多文化共生推進計画についてであります。

本県では、今後も外国人住民の増加が見込まれることから、多文化共生社会づくりに向けた取組を一層推進していくため、これまでの多文化共生社会づくり指針を改め、多文化共生推進計画の策定を進めています。

多文化共生社会を実現するためには、外国人住民の方にとっても暮らしやすい社会であることが非常に大切です。県当局におかれては、外国人から選ばれる三重を目指して、外国人住民の方々の実態を把握した上で、効果的な目標の指標を設定するなど、多文化共生の取組が全県的に広がるような計画を策定することを要望します。

以上、御報告申し上げます。

○議長（中森博文） 石垣智矢防災県土整備企業常任委員長。

〔石垣智矢防災県土整備企業常任委員長登壇〕

○防災県土整備企業常任委員長（石垣智矢） 御報告申し上げます。

防災県土整備企業常任委員会に審査を付託されました議案第51号工事請負契約について（主要地方道伊勢磯部線（恵利原橋）橋梁耐震対策（上部工）工事）外9件につきましては、去る12月13日に委員会を開催し、関係当局の出席を求め、慎重に審査いたしました結果、いずれも全会一致をもって原案

を可決すべきものと決定いたしました。

なお、この際、本委員会で特に議論のありました事項について申し述べます。

令和5年度防災に関する県民意識調査についてであります。

当該調査の対象者は、県内各市町の選挙人名簿から無作為に抽出されています。しかしながら、外国籍を持つ方々をはじめ、県内にお住まいであっても選挙人名簿に登録されていない方々も多くおられます。

県民の皆さんの自然災害に対する備えの状況や防災に関する意識を把握し、県の防災・減災対策の充実を図っていくためには、幅広く多様な意見についても調査できるような手法について検討されるよう要望いたします。

以上、御報告申し上げます。

○議長（中森博文） 山内道明教育警察常任委員長。

〔山内道明教育警察常任委員長登壇〕

○教育警察常任委員長（山内道明） 御報告申し上げます。

教育警察常任委員会に審査を付託されました議案第58号特定事業契約の変更についてにつきましては、去る12月14日に委員会を開催し、関係当局の出席を求め、慎重に審査いたしました結果、全会一致をもって原案を可決すべきものと決定いたしました。

なお、この際、本委員会で特に議論のありました事項について申し述べます。

まず、特殊詐欺対策についてであります。

本年は、被害額及び被害件数とも過去10年間で最多となるなど、非常に危機的な状況にあります。また県内では、被害者の多くは65歳以上の高齢者の方であり、喫緊の対策が必要とされています。

被害に遭われた高齢者の方の中には、自分は大丈夫という思い込みが強いことや、家族や地域とのつながりが薄く、相談をためらうなどの傾向が見られます。

一方で、特殊詐欺の手口は様々で、複雑化、巧妙化しております。

県当局におかれては、特殊詐欺撲滅に向けてしっかりと分析を行い、きめ細かな対策を検討するとともに、県民、特に高齢者の方が身近に潜む特殊詐欺の危険性を認識し、当事者意識を持てるよう広報啓発活動に努められるよう要望します。

次に、三重県立鈴鹿青少年センター等における特定事業契約についてであります。

当該事業契約は、民間資金等を活用し、令和4年3月から約19年間という長期にわたって鈴鹿青少年センター等の公共施設の整備、運営管理を実施するものです。

このため、県は、本事業者に融資する金融機関との間で協定を締結し、その中で事業の円滑な実施及びその継続性の確保を目的に、本事業者に対するモニタリングを実施することとしています。

今般、本事業者が指定管理する面積が約5ヘクタール拡大すること等が示されましたが、これは、当該事業契約において前提としていた事項の重要な変更です。

県当局におかれては、当該協定に基づき、県に報告されたモニタリングの状況など必要な情報について、適宜、県民及び県議会に対し丁寧に説明いただきますよう要望します。

以上、御報告申し上げます。

○議長（中森博文） 喜田健児総務地域連携交通常任委員長。

〔喜田健児総務地域連携交通常任委員長登壇〕

○総務地域連携交通常任委員長（喜田健児） 御報告申し上げます。

総務地域連携交通常任委員会に審査を付託されました議案第46号三重県行政手続等における情報通信の技術の利用に関する条例の一部を改正する条例案外3件につきましては、去る12月12日及び14日に委員会を開催し、関係当局の出席を求め、慎重に審査いたしました結果、いずれも全会一致をもって原案を可決すべきものと決定いたしました。

以上、御報告申し上げます。

○議長（中森博文） 村林 聡予算決算常任委員長。

〔村林 聡予算決算常任委員長登壇〕

○予算決算常任委員長（村林 聡） 御報告申し上げます。

予算決算常任委員会に審査を付託されました議案第31号令和5年度三重県一般会計補正予算（第4号）外33件並びに議提議案第1号三重県議会議員の議員報酬、費用弁償及び期末手当に関する条例の一部を改正する条例案につきましては、去る12月11日から14日に該当の分科会で詳細な審査を行った後、12月19日に本委員会を開催し、関係当局の出席を求め、慎重に審査いたしました結果、議案第31号から議案第45号まで、議案第47号から議案第50号まで、議案第69号から議案第76号まで及び議案第78号から議案第81号までの31件につきましては、いずれも全会一致をもって原案を可決、議案第68号、議案第77号及び議案第82号並びに議提議案第1号の4件につきましては、いずれも賛成多数をもって原案を可決すべきものと決定いたしました。

以上、御報告申し上げます。

○議長（中森博文） 以上で委員長報告を終わります。

委員長報告に対する質疑の通告は受けておりません。

討 論

○議長（中森博文） これより討論に入ります。

討論の通告がありますので、発言を許します。7番 吉田紋華議員。

〔7番 吉田紋華議員登壇・拍手〕

○7番（吉田紋華） 津市選挙区選出、日本共産党の吉田紋華です。

提出された53の議案のうち、議案第68号、第77号、第82号と議提議案第1号の四つに反対し、第78号、第79号をはじめとする49の議案に賛成する立場で討論をいたします。

これらの議案では、次に述べる内容が含まれています。

一つは、知事及び副知事、そして議員の期末手当のアップ、二つ目は、一般職の給料月額アップ、それに伴う賞与のアップ、三つは、会計年度任用職

員の期末手当アップと勤勉手当支給です。

議案に賛成の理由として、一般職、会計年度任用職員の収入増につながるものであり、一定の評価ができるからです。

一方で、これらの議案は、総じて、三重県職員において男女の賃金格差を広げるものとなっています。知事、副知事、議員は多くが男性であり、もともと高い収入が上があれば、自然に男性全体の収入が上がります。ジェンダーギャップの解消を掲げるのであれば、女性が7割となっている会計年度任用職員の給料月額をさらに上げることがまず必要ではないでしょうか。

シングルマザーや家族のケア役割を担うことが多いなど、様々な理由から正規で働くことが難しいのが女性に多いのは、構造的につくられた格差です。そういった社会的につくられた壁を無視して職責に応じた給与体系がつけられ、間接的差別が生まれ、結果、三重県では、県職員の女性は男性の63%ほどしか収入がない全国ワーストの結果を省みない議案であり、給与改定であると言わざるを得ません。実効性のあるジェンダーギャップの解消の施策をいま一度しっかりと考えるべきではないでしょうか。

さらに今、全国の国民は物価高騰に苦しみ、民間企業はなかなか賃金を上げたくても上げられない状況にあります。実質賃金は、1年半以上もマイナスとなっています。届いた県民の声には、欲しいものも切り詰めて生活しているのに、議員のボーナスを上げるなどけしからん、介護職や保育士の報酬を上げろといった県民の声も届いています。

三重県民の代表としての立場を持ちながら、県議会議員の期末手当アップに賛成するのは、県民の声を代弁しているとは到底言えません。

各議案への反対の理由は、男女格差をさらに広げるものであり、社会情勢を見ても県民の理解は到底得られないものだという2点です。

以上から、議員各位の御賛同を求め、討論いたします。（拍手）

○議長（中森博文） 以上で討論を終結いたします。

採 決

○議長（中森博文） これより採決に入ります。

採決は3回に分け、起立により行います。

まず、議案第31号から議案第67号まで、議案第69号から議案第76号まで及び議案第78号から議案第81号までの49件を一括して採決いたします。

本案に対する委員長の報告はいずれも可決であります。本案をいずれも委員長の報告どおり決定することに賛成の方は起立願います。

〔賛成者起立〕

○議長（中森博文） 起立全員であります。よって、本案はいずれも委員長の報告どおり可決されました。

次に、議案第68号を採決いたします。

本案に対する委員長の報告は可決であります。本案を委員長の報告どおり決定することに賛成の方は起立願います。

〔賛成者起立〕

○議長（中森博文） 起立多数であります。よって、本案は委員長の報告どおり可決されました。

次に、議案第77号及び議案第82号並びに議提議案第1号の3件を一括して採決いたします。

本案に対する委員長の報告はいずれも可決であります。本案をいずれも委員長の報告どおり決定することに賛成の方は起立願います。

〔賛成者起立〕

○議長（中森博文） 起立多数であります。よって、本案はいずれも委員長の報告どおり可決されました。

お諮りいたします。ただいまの議案第31号、議案第45号、議案第68号、議案第76号及び議案第82号の可決に伴い、計数を整理する必要が生じたので、会議規則第35条の規定により、議案第31号、議案第45号、議案第68号、議案第76号及び議案第82号に係る計数の整理を議長に委任されたいと存じますが、御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（中森博文） 御異議なしと認めます。よって、計数の整理は議長に委任することに決定いたしました。

請 願 の 審 議

○議長（中森博文） 日程第2、請願の件を議題といたします。

本件に関する関係常任委員会の審査の結果は、請願審査結果報告書のとおり、採択6件、継続審査1件であります。

お諮りいたします。本件は、議事進行上、委員長報告を省略いたしたいと存じますが、御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（中森博文） 御異議なしと認め、本件は委員長報告を省略することに決定いたしました。

討 論

○議長（中森博文） これより討論に入ります。

討論の通告がありますので、順次発言を許します。21番 稲森稔尚議員。

〔21番 稲森稔尚議員登壇・拍手〕

○21番（稲森稔尚） 伊賀市選挙区選出、草の根運動いがの稲森稔尚です。

請願第6号を継続審査とすることに反対の立場から討論を行います。

この請願は、今年5月、桑名市の多度大社で行われていた上げ馬神事において、馬が転倒、殺処分されたことを契機にして、過去にも度重なる殺処分や暴力行為が再三動物虐待に当たると指摘されているにもかかわらず、同様のことが繰り返されてきたことに批判の声が高まっている中で、伝統文化を守るためにも動物福祉を重んじる現在の倫理感を取り入れる必要を指摘し、県に対して、主催者側にこれ以上の動物虐待行為を繰り返すことのないよう法令に基づき真摯に対応することを求める内容となっています。

これまで、医療保健子ども福祉病院常任委員会は、9月と12月の定例会

議で主催者側の改善策の提案を待つなどとして、繰り返し継続審査にしてきたところですが、そもそも請願とは、憲法第16条や請願法、地方自治法に位置づけられた国民、県民の参政権を補完する重要な権利であり、その対応に当たっては誠実に処理しなければならないとされ、その義務を負っています。

請願内容は、県に動物の愛護及び管理に関する法律などの法令に基づき、殺処分につながる行為や暴力行為を繰り返さないようにという内容であるにもかかわらず、主催者側の改善策を待つことの意味が全く理解できません。県議会の意思として、請願を採択した上で、その改善策が妥当であるかどうか見守ればよいのではないのでしょうか。医療保健子ども福祉病院常任委員会の対応は、明確な理由もなく先送りをして、請願を誠実に処理すべきその職責を果たしているとは到底言えません。

2020年には、動物愛護管理法の対象が拡大される内容で改正され、酷使することも動物虐待と考えられ、今年6月の国会答弁でも、たとえ神事などの正当な目的があったとしても、神事的手段や対応が社会通念上、容認される範囲を超えている場合は動物殺傷、虐待罪が成立する可能性があることと答弁されていることから、法令にのっとり改善を求めることは至極当然のことです。何よりも、小さい命が大切にされているかどうか、動物が大切にされているかどうかということは、その地域が、その社会が、その国家が成熟しているかどうかをはかる重要な指標になっているものと考えます。

三重県の社会が命を大切にしない旧態依然とした野蛮な社会にならないことを願って、反対討論いたします。（拍手）

○議長（中森博文） 7番 吉田紋華議員。

〔7番 吉田紋華議員登壇・拍手〕

○7番（吉田紋華） 津市選挙区選出、日本共産党の吉田紋華です。

請願第6号上げ馬神事における動物虐待の根絶を求めることについての請願の継続審査に反対し、ここで採決すべきと請願に賛成の立場で討論をします。

もともと10月11日の第1回目に、請願の審査が医療保健子ども福祉病院常

任委員会で行われた際、継続審査になった理由は、上げ馬神事の主催者、多度大社による在り方検討会の3回目を経て、改善策が出てきたら採決すべきということでした。そして先日、12月11日の常任委員会までにその改善策が出されなかったため、賛成多数で継続審査に、というのが現在までの流れです。

その間、同じく北勢地域で上げ馬神事を行ってきた猪名部神社は、今年、上げ馬は行わず、代わりに馬引き、歩かせる行事を行い、来年も同様の措置を取ることを11月に決めたそうです。

理由は、コロナ禍によりノウハウの継承が難しいこととされていますが、猪名部神社にも多度大社と同様に、上げ馬神事での虐待行為への批判が寄せられていたそうです。そんな中、受け継がれてきた伝統行事を地域一つになって継承していきたいと、前向きな思いを述べられていたという報道がありました。これは、姿を変えても伝統を継承して、人々に愛される祭りを存続させていくことは可能なのだということを示していると思います。

なぜ改善案が出ていない状況にもかかわらず私が請願の採択を求めるか、それは、多度大社での上げ馬神事での虐待をなくすことを求める声は、ここ数年上がっているだけではなく、遡ること数十年も前からあったからです。虐待に関しての刑事告発が今年2回、過去では2009年、2010年、2016年の5回あったとのこと。三重県は、馬を含む動物愛護を管理、管轄する立場として、このことを見過ごしてきたのではないのでしょうか。

神事の在り方については、地元で主催者が考えることが原則だというお考えを、医療保健部長から何度も伺っておりますが、虐待行為を虐待者に任せていて改善されるはずがありません。県として、しかるべき立場を取るべきだと考えます。

県内外から寄せられている上げ馬神事での虐待行為の根絶を求める声は、署名や手紙、メールなどで6万件を超えています。せめて県民の声を代表する県議会は、上げ馬神事での動物虐待を根絶させるべきという立場を毅然と取るべきだと考えます。

最後に、上げ馬神事において問題視されているのは、坂を駆け上がらせる行為だけでなく、竹のむちを使って無秩序に馬を殴ったり、馬を乱暴に扱うことがあります。声を持たない動物に対する乱暴な行為を子どもに見せるということについて、動物愛護以外の観点からも考えていくことができるのではないのでしょうか。子どもへの虐待の中には、面前DVというものもあります。地域の住民の価値観に及ぼす影響についても考えるべきだと思います。

三重県議会という第三者の立場だからこそ、動物虐待をしっかりと動物虐待であると指摘すること、認めていくことで、伝統を守りつつ発展していく行事であるよう背中を押すことができるのではないのでしょうか。

継続審査に反対し、請願を採択すべきです。賛成を求め、討論といたします。（拍手）

○議長（中森博文） 以上で討論を終結いたします。

採 決

○議長（中森博文） これより採決に入ります。

採決は3回に分け、起立により行います。

まず、請願第13号「再審法改正を求める意見書」提出について、請願第14号私学助成について、請願第15号持続可能な牡蠣養殖の実現に向けた支援を求めることについて、請願第16号医療機関等の看護職員の賃上げを可能とする財政支援について及び請願第18号子どもの最善の利益の実現に資する保育制度の改善についての5件を一括して採決いたします。

本件をいずれも委員会の決定どおり採択することに賛成の方は起立願います。

〔賛成者起立〕

○議長（中森博文） 起立全員であります。よって、本件はいずれも委員会の決定どおり採択することに決定いたしました。

次に、請願第17号介護保険利用料の2割負担の対象拡大に反対することについてを採決いたします。

本件を委員会の決定どおり採択することに賛成の方は起立願います。

[賛成者起立]

○議長（中森博文） 起立少数であります。よって、本件は不採択とすることに決定いたしました。

次に、請願第6号上げ馬神事における動物虐待の根絶を求めることについてを採決いたします。

本件を委員会の決定どおり継続審査とすることに賛成の方は起立願います。

[賛成者起立]

○議長（中森博文） 起立多数であります。よって、本件は委員会の決定どおり継続審査とすることに決定いたしました。

なお、採択されました請願のうち、処理経過及び結果の報告を求めるものにつきましては、お手元に配付いたしましたので御了承願います。

採択された請願で処理経過及び結果の報告を求めるもの
環境生活農林水産常任委員会関係

請願第14号 私学助成について

請願第15号 持続可能な牡蠣養殖の実現に向けた支援を求めることについて

意見書案審議

○議長（中森博文） 日程第3、意見書案第14号医療機関等の看護職員の賃金引上げを可能とする財政支援等を求める意見書案、意見書案第15号介護保険利用料の2割負担の対象者を安易に拡大しないよう求める意見書案、意見書案第16号私学助成の充実を求める意見書案、意見書案第17号子どもの最善の利益の実現に資する保育制度の改善を求める意見書案、意見書案第18号刑事訴訟法の再審規定の改正を求める意見書案、意見書案第19号持続可能な牡蠣養殖の実現に向けた支援を求める意見書案、意見書案第20号パレスチナ自治区ガザ地区における早期の平和構築を求める意見書案、意見書案第21号米軍CV-22オスプレイの墜落事故に関する意見書案、意見書案第22号悪質なホ

ストクラブ等の被害防止対策の強化及び徹底を求める意見書案及び意見書案第23号食品ロスの削減の更なる推進を求める意見書案を一括して議題といたします。

お諮りいたします。本件は、議事進行上、いずれも趣旨説明並びに質疑を省略するとともに、意見書案第20号から意見書案第23号までは委員会付託を省略いたしたいと存じますが、御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（中森博文） 御異議なしと認め、本件はいずれも趣旨説明並びに質疑を省略するとともに、意見書案第20号から意見書案第23号までは委員会付託を省略することに決定いたしました。

討 論

○議長（中森博文） これより討論に入ります。

討論の通告がありますので、発言を許します。7番 吉田紋華議員。

〔7番 吉田紋華議員登壇・拍手〕

○7番（吉田紋華） 津市選挙区選出、日本共産党の吉田紋華です。

二つの意見書に関して賛成討論を行います。

まず、意見書案第20号パレスチナ自治区ガザ地区における早期の平和構築を求める意見書案です。

10月7日から2か月半たつ今日まで、ガザ地区における死者数は既に2万人近くになっており、およそ半分が子どもです。麻酔のない中で帝王切開をしなければいけない女性や、栄養の足りない不衛生な環境で感染症の蔓延、身内に亡くなった人がいない人はいない、自分が死ぬ番はいつなのかと考え、トラウマを抱えながら眠れずに過ごす精神的ストレスなど、圧倒的な力の差でイスラエル軍により攻撃されているパレスチナの人々に、私は思いをはせない日はありません。

国際社会からジェノサイド、集団虐殺だと非難され、世界の街頭で日々市民が大規模なデモを行っています。

そもそも1948年からパレスチナ人の虐殺は行われています。アメリカやイギリスなど大きな国を味方につけ、武器の供給を受けながらイスラエルはパレスチナ人に対し無差別攻撃を行い、パレスチナを占領し、人々の行動を支配しています。水も建物も物流も人の往来もイスラエルが管理しています。

このように、圧倒的な力関係がある中で起こっていることは、紛争でもなく戦争でもなく虐殺であり、民族浄化です。イスラエルとパレスチナは、実情として対等な関係に全くありません。

では、遠く離れた三重県から何ができるのか。非核県宣言のように、同じ世界に生きる者として、平和を求める声を地方から国へと上げ、また、日本政府から国際社会に上げてもらう、そういった流れをつくることではないでしょうか。議論をすることで遠い国で傷にしている人たちに思いをはせ、早期の平和構築のために声を上げ、連帯することが重要ではないでしょうか。

平和構築のために抑圧され続けてきたパレスチナが解放され、真の自由を獲得できるように日本は働きかけるべきです。

イスラエルにも虐殺に巻き込まれて亡くなる人がおり、いまだハマスによって解放されていない人質もいます。それらを全て解決するには、やはり即時停戦です。停戦を求める声が高まる国際世論の中に、日本も積極的に加わるべきだと考えます。

以上の理由により、意見書案第20号に賛成をいたします。

続いて、意見書案第21号米軍C V-22オスプレイの墜落事故に関する意見書案への賛成討論です。

オスプレイは、未亡人製造機とも呼ばれるほど危険な輸送機としての評価があります。構造的欠陥が多く、墜落事故の頻度が高いため、アメリカ国内の飛行は厳しい制限が設けられています。

一方、日本の上空では、住宅地、市街地問わず、もちろん三重県の上空でも米軍や日本の自衛隊のオスプレイが飛んでいる状況がありました。アメリカでも飛ばさない危険なものを飛ばすのが日本で起こってしまう、それはなぜなのか。それは、日米地位協定があるからにほかなりません。先日、鹿児

島で起こった墜落事故の後も、日本で原因究明のために墜落で落とされた部品を保持して調査することすら許されていません。

今回、オスプレイの乗務員が亡くなるという悲惨な事故が起こったため、現在アメリカは、世界中でオスプレイの運行を停止しており、日本の自衛隊もオスプレイ運用を停止しています。今後も、そして永久に事故が起こらないよう、三重県に住む方たちの命を守るためにも、国に対し、オスプレイの輸送停止、運用停止を求める声、一切の停止を求めることを行っていくべきだと考えます。

以上の理由から、意見書案第21号の賛成討論といたします。（拍手）

○議長（中森博文） 以上で討論を終結いたします。

採 決

○議長（中森博文） これより採決に入ります。

採決は2回に分け、起立により行います。

まず、意見書案第14号から意見書案第20号まで、意見書案第22号及び意見書案第23号の9件を一括して採決いたします。

本案をいずれも原案のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

〔賛成者起立〕

○議長（中森博文） 起立全員であります。よって、本案はいずれも原案のとおり可決されました。

次に、意見書案第21号を採決いたします。

本案を原案のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

〔賛成者起立〕

○議長（中森博文） 起立少数であります。よって、本案は否決されました。

常 任 委 員 長 報 告

○議長（中森博文） 日程第4、常任委員会の調査事項に関する報告の件を議題といたします。

本件に関し、医療保健子ども福祉病院常任委員会及び予算決算常任委員会から調査の経過等について報告いたしたい旨の申出がありますので、これを許します。川口 円医療保健子ども福祉病院常任委員長。

〔川口 円医療保健子ども福祉病院常任委員長登壇〕

○医療保健子ども福祉病院常任委員長（川口 円） 議長のお許しをいただきましたので、本委員会において、特に議論のありました事項について御報告申し上げます。

県立子ども心身発達医療センターは、障がいや発達に課題のある子どもの心と体の発達支援の拠点として大変重要な役割を果たしています。しかしながら、現在、子ども心身発達医療センターの診療予約や入院予約が取りづらい状況が続いており、県民の中には、思うように受診ができず不安を抱えている方が多くいらっしゃいます。

県当局におかれては、子ども心身発達医療センターのさらなる体制充実、県内の精神科医療の中核を担う県立こころの医療センターとの連携の強化や、地域での診療体制の確保に向けた取組の推進など、県民の不安の解消に向けた取組を進めていただくことを要望します。

以上、御報告申し上げます。

○議長（中森博文） 村林 聡予算決算常任委員長。

〔村林 聡予算決算常任委員長登壇〕

○予算決算常任委員長（村林 聡） 予算決算常任委員会における令和6年度当初予算編成関係の調査の経過について御報告申し上げます。

本委員会では、令和6年度当初予算関係の調査として、7月の令和5年版県政レポートに係る調査に始まり、10月から11月にかけて決算審査を行いました。

また、10月から当初予算編成に向けての基本的な考え方について調査を行い、今月には、本委員会及び各分科会において、各部局の当初予算要求状況について慎重に調査を行ったところであります。

本県の財政状況は、これまでの行財政改革取組により改善傾向にあるもの

の、今後も高齢化の進展に伴う社会保障関係経費の増加などが見込まれることから、予断を許すものではありません。

このような財政状況の中、令和6年度は、県政運営の中期戦略計画であるみえ元気プランの折り返しの年を迎え、プランに掲げためざす姿の実現に向けて、より一層効果的な取組を推進し、確かな成果を県民に届ける必要があります。

令和6年度当初予算編成に当たっては、持続可能で健全な財政運営の確保という観点から、事業の効果や必要性などにより事業を精査するとともに、県政の様々な課題や県民からのニーズに対して、効果的かつ的確に対応するものとなるよう要望します。

次に、当初予算要求状況に係る調査の過程において、本委員会で特に議論のありました主な事項について御報告申し上げます。

12月8日の総括的質疑においては、子どもに関する施策の充実、花とみどりに関する取組の推進、公共交通の確保・充実、熊野古道世界遺産登録20周年に向けた取組などについて活発な議論がありました。

また、12月19日の本委員会において、各分科会委員長から、12月11日から14日に開催された各分科会で特に議論のあった事項について、次のとおり報告がありましたので申し述べます。

交通安全施設等の更新・整備についてであります。

信号灯器用電球のLED化や老朽化した信号制御機、摩耗した横断歩道など、交通安全施設等の更新・整備については、県民からの要望も多く、また、県民の日常生活の安全・安心に直結するものであることから、大変重要であると考えています。

県当局におかれては、厳しい財政状況の中においても、交通安全施設等の更新・整備について、早急かつ着実に推進していただきますよう要望します。

県当局におかれては、これらの議論についても十分に留意し、令和6年度当初予算に反映できるものは最大限反映していただきますよう要望いたします。

以上、御報告申し上げます。

○議長（中森博文） 以上で常任委員長の報告を終わります。

議 提 議 案 審 議

○議長（中森博文） 日程第5、議提議案第2号三重県議会委員会条例の一部を改正する条例案及び議提議案第3号三重県議会会議規則の一部を改正する規則案を一括して議題といたします。

お諮りいたします。本件は、議事進行上、いずれも趣旨説明並びに質疑を省略し、直ちに採決したいと存じますが、御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（中森博文） 御異議なしと認め、本件はいずれも趣旨説明並びに質疑を省略し、直ちに採決することに決定いたしました。

採 決

○議長（中森博文） これより採決に入ります。

議提議案第2号及び議提議案第3号の2件を一括して起立により採決いたします。

本案をいずれも原案のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

〔賛成者起立〕

○議長（中森博文） 起立全員であります。よって、本案はいずれも原案のとおり可決されました。

閉 会 中 の 継 続 調 査

○議長（中森博文） 日程第6、閉会中の継続調査の件を議題といたします。

本件は、総務地域連携交通常任委員会ほか6常任委員会並びに議会運営委員会の各委員長から、お手元に配付の閉会中の継続調査申出事件一覧表のとおり、それぞれ閉会中も継続してこれを行いたい旨の申出がありました。

お諮りいたします。本件はいずれも申出のとおり認めることに御異議あり

ませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（中森博文） 御異議なしと認めます。よって、本件はいずれも申出のとおり認めることに決定いたしました。

常任委員会閉会中 継続調査 申出事件一覧表

総務地域連携交通常任委員会

- 1 行財政の運営について
- 1 デジタル社会の形成について
- 1 地域振興の推進について
- 1 交通政策について
- 1 スポーツの振興について
- 1 県南部地域の活性化について
- 1 会計管理、監査その他行政運営の適正確保について

政策企画雇用経済観光常任委員会

- 1 県政の総合企画調整について
- 1 国際交流について
- 1 雇用対策について
- 1 エネルギー政策について
- 1 産業振興（農林水産業を除く。）について
- 1 観光の振興について

環境生活農林水産常任委員会

- 1 生活文化行政の推進について
- 1 環境保全の推進について
- 1 廃棄物対策について

- 1 農業の振興対策について
- 1 林業の振興対策について
- 1 水産業の振興対策について

医療保健子ども福祉病院常任委員会

- 1 医療及び介護行政の推進について
- 1 保健衛生行政の推進について
- 1 子ども及び青少年の育成について
- 1 社会福祉及び社会保障の推進について
- 1 病院事業の運営について

防災県土整備企業常任委員会

- 1 危機管理及び防災対策の推進について
- 1 公共土木施設の整備・維持管理について
- 1 都市計画、住宅、その他土木行政の推進について
- 1 公営企業（病院事業を除く。）の運営について

教育警察常任委員会

- 1 学校教育の充実について
- 1 社会教育及び文化財保護行政の推進について
- 1 警察の組織及び運営について

予算決算常任委員会

- 1 予算、決算等県財政について

議会運営委員会閉会中 継続調査 申出事件一覧表

- 1 議会の運営に関する事項について

- 1 議会関係の条例及び規則等に関する事項について
 - 1 議長の諮問に関する事項について
-

○議長（中森博文） 以上で、今期定例会に付議されました事件は全て議了いたしました。

閉 会

○議長（中森博文） これをもって、令和5年第2回三重県議会定例会を閉会いたします。

午前10時49分閉会

□閉会に当たり、中森博文議長、一見勝之知事は、それぞれ次の挨拶を述べた。

○議長（中森博文） 閉会に当たりまして、一言御挨拶を申し上げます。

去る5月9日に開会しました令和5年第2回定例会は、227日間の会期を終え、本日ここに閉会の運びとなりました。提出されました諸議案をはじめ、県政の諸課題について、終始熱心に御審議いただくとともに、議事運営に格別の御協力をいただきましたことを心より感謝申し上げます。

本年4月の県議会議員選挙の結果、新人議員を7名迎え、女性議員の割合も過去最高となる中、5月の開会会議では新たな体制を整えました。60年ぶりの女性副議長の誕生、食料自給総合対策調査特別委員会の設置などを含め、気持ちを新たに定例会がスタートしました。

6月定例会会議では、議会基本条例に基づく検討会として、再生可能エネルギーに関する検討会に加え、8年ぶりの政策討論会議となる子どもに関する政策討論会議の設置を議決しました。

また、この会議期間中には、児童相談所が関与していた女兒が亡くなり、母親が逮捕される事案が発生しました。執行部に対し、検証と再発防止の取組を求めるとともに、議会としても子どもを虐待から守り、心身の健全な成

長に向けての検討を進めることにいたしました。

9月定例会月会議では、速やかな結論を求めている県立大学の設置について見送りの方針が示されるとともに、6月に続き、物価高騰対策への早期対応を求めたところ、最終日に補正予算が提出されたため、県民に一日も早く支援が届くよう、第1回緊急会議を開催し、迅速かつ慎重に審議・採決しました。

11月定例会月会議では、知事から令和17年に国民スポーツ大会・全国障がい者スポーツ大会の開催を目指す意向が表明されました。

また、12月6日には、知事に対し、政策討論会議として子どもに関する施策のうち、来年度に向けて早期に対応すべき事項について申し入れ、さらに本日、議案55件などを可決し、令和5年第2回定例会を閉会いたしました。

一方で、令和5年を振り返ると、執行部においては、受託収賄による職員の逮捕、子どもや障がい者に対する不適切な対応に加え、様々な事務処理ミスなど、県民の信頼を損なうような事態が発生しました。

当局におかれましては、再発防止に一丸となって取り組んでいただくとともに、議員各位からの意見、要望等を十分尊重され、今後の県政運営に努められるようお願いいたします。

また、本年6月には、任期4年にわたり議会活動の一層の充実を図るため、第3期の議会活動計画を策定いたしました。この活動計画では、若年層を意識しつつ、より多くの県民に議会への関心を持ってもらうことを重要な視点としており、11月には、伊勢市でみえ現場d e県議会を開催し、若い世代の方々と意見交換を行うなどしました。

さらに、議会のさらなる活性化に向け、オンラインを一層活用するため、本日、委員会条例を改正したほか、令和6年からは本会議において電子採決を導入すべく、会議規則の改正を行いました。採決の結果や議員別の賛否が傍聴者等の皆さんにとって分かりやすくなることなどから、これまで以上に県議会への関心が高まることを期待するところです。

明年1月18日からの定例会においても、県民の皆さんの負託に全力で応え、

二元代表制の一翼を担う議会の活動を一層充実させることで、安全・安心を感じながら元気に暮らすことのできる三重づくりに寄与するため、議員の皆様と共に歩みを進めていきたいと考えておりますので、引き続き御協力をいただきますよう、よろしく願いいたします。

最後になりますが、議員各位並びに執行部の皆様には、健康に十分留意され、よい新年を迎えられますことをお祈り申し上げ、閉会の挨拶といたします。（拍手）

○知事（一見勝之） 今年も押し詰まってまいりました。令和5年、県議会の皆様には、三重県民の幸せのために、議場におかれても、また議場外でも様々執行部に対して御指導、御指摘を頂戴いたしましたことに心より御礼を申し上げます。

本定例会では、5月9日の開会以来、約8か月にわたり議員の皆様方には真摯に御審議をいただき、提出の全議案を議了いただきましたことに厚く御礼を申し上げます。

また、先日の議案の誤りによって議事運営に多大な御迷惑をおかけしたことを深くおわび申し上げます。

令和5年は、5月に新型コロナウイルス感染症の位置づけが5類に変更された一方で、国際情勢の緊迫化や円安の影響によるエネルギー・食料品などの物価高騰の影響を大きく受けた年でした。

10月には、国の経済対策に先行して補正予算を編成するなど、切れ目なく中小企業等の事業者や子育て世帯などの生活者への支援を行い、県内経済や県民の生活を守るべく全力で取り組んできました。

6月に開催されたG7三重・伊勢志摩交通大臣会合では、国内開催となった15のG7関係閣僚会合で最大となる総額98億円余の経済効果を生み出すなど、大きな成果を得ました。これもひとえに、成功に向け御参加いただいた小、中、高、大学生の皆さんをはじめ、県民の皆様、県議会、企業、関係団体など多くの皆様に御協力いただいた成果であると考えています。

県政の課題は多岐にわたります。最重要課題である子ども・子育て支援に

加えて、人口減少対策、人手不足対策、農林水産業を含む産業政策、カーボンニュートラルへの対応、観光振興、防災・減災対策、文化、スポーツ振興等について積極的に取り組んでいきます。このうち、人口減少対策については、8月に47都道府県で初めて人口減少対策への取組指針となる方針を作成することができました。

また、来年の熊野古道世界遺産登録20周年や、2025年の大阪・関西万博の開催に向けて、三重の多様な魅力を国内外に広く発信し、三重県の発展につなげてまいります。

三重県に生まれ、三重県に育った私は、三重県庁の一員として、県庁の仲間と共に来年もふるさと三重のために、県民の皆様、特に三重県の子どもの笑顔のために働いてまいります。

議員の皆様方におかれましても、三重を愛する三重県人として、県民一人ひとりの幸せのため、引き続き御指導くださいますようお願い申し上げます。閉会の挨拶とさせていただきます。（拍手）

地方自治法第123条の規定により署名する

臨時議長 三 谷 哲 央

議 長 中 森 博 文

副 議 長 杉 本 熊 野

署名議員 芳 野 正 英

署名議員 川 口 円

署名議員 石 垣 智 矢